

## 議事要旨(5)企業結合専門委員会における検討状況について

逆瀬副委員長（専門委員長）より、企業結合専門委員会では7月に公表した論点整理における各論点へのコメントを踏まえて検討しており、10月29日に審議された「少数株主持分の取扱い」の論点について、次回、連結上の取扱いについて、意思確認により方向性を暫定的に決める予定である旨の説明がなされた。また、小賀坂主席研究員より、説明資料〔審議事項(5)-1から(5)-3〕に基づき、〔案1〕（少数株主持分を株主資本の一部とする方法）の場合の個別財務諸表における取扱いとその考え方を含め、説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

（〔案1〕を支持する意見）

- ・ ある委員より、ユーザーとしては〔案1〕を推す実務界の委員が多いとの意見があった。
- ・ 複数の委員より、〔案1〕により、国際的な会計基準と合わせることでコンバージェンスに資するという意見があった。

（子会社の欠損の負担の取扱いについて）

- ・ ある委員より、〔案1〕の場合、債務超過子会社を清算するとき、親会社の実際の負担が異なっていた場合の会計処理について質問があった。

（〔案1〕に対する意見）

- ・ ある委員より、〔案1〕の場合であっても、損益計算書の表示については現行を維持する方法は考えられないかとの意見があった。事務局からは、少数株主持分が株主資本の一部となるため、当期純利益の範囲に少数株主利益も含めることが整合的である旨の回答があった。
- ・ ある委員より、〔案1〕にする場合、変更理由が十分ではないのではないかとの意見があった。
- ・ ある委員より、〔案1〕は表示が変わるだけでなく、これまで損益取引とされていたものを資本取引とするものであるため、〔案2〕（少数株主持分を現行基準通りとし、持分の変動による差額を「評価・換算差額等」とする方法）を支持する旨の意見があった。
- ・ 複数の委員より、〔案1〕は論点整理の段階ではあまり議論されておらず、企業行動等に影響を及ぼすかもしれないことから、関係者と議論をするなど、慎重な検討が必要である旨の意見があった。
- ・ 企業行動などに影響を及ぼすかもしれないという議論に関して、ある委員より、過去、米国では経済的帰結を考慮して基準を作るという考え方があったが、ロビー活動による会計の政治化を招いたため、経済的帰結は考慮しないことになった旨の発言があった。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(個別上の取扱いに関する意見)

- ある委員より、共通支配下の取引等の場合、国際財務報告基準の扱いについて質問があった。事務局からは、国際財務報告基準における共通支配下の取引は明確でないが、連結上の取扱いに係る意思確認の結果を踏まえて、日本基準での取扱いを引き続き検討する旨の回答があった。
- ある委員より、連結と個別の関係について明確なコンセンサスを得た方が良い旨の意見があった。

以 上